

## 商業系土地利用のあり方検討作業委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 社会経済状況の変化に応じた、本市の商業系土地利用のあり方について、関係各局、課等からの意見、情報等を集約するとともに必要な検討をするため、商業系土地利用のあり方検討作業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 商業系土地利用の課題、今後の方向性等あり方の検討
- (2) 商業系用途地域における建築物の制限方策の検討
- (3) 商業系用途地域における建築物の誘導方策等の検討

### (組織)

第3条 委員会は、別表の職にあるものをもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はまちづくり局計画部都市計画課長、副委員長に同課都市基盤担当課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

### (事務局)

第5条 委員会等の事務局は、まちづくり局計画部都市計画課に置く。

### 附 則

この要綱は、平成18年11月17日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

経済労働局産業振興部商業観光課商業サービス係長及び担当  
経済労働局産業振興部商業観光課担当係長及び担当（大型店立地調整）  
まちづくり局総務部企画課担当係長及び担当  
◎ まちづくり局計画部都市計画課長  
○ まちづくり局計画部都市計画課都市基盤担当課長  
まちづくり局計画部都市計画課都市調査係長  
まちづくり局計画部都市計画課企画調整係長及び担当  
まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課担当係長及び担当  
まちづくり局指導部建築指導課担当係長及び担当（許可）

（注） ◎印は委員長、○は副委員長